

中野区教育委員会会議録 平成26年第34回定例会

○開会日 平成26年12月5日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時29分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	田 中 英 一
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈 良 浩 二
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
子ども教育部副参事(子育て支援担当)	永 田 純 一
子ども教育部副参事(保育園・幼稚園担当)	古 川 康 司

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長 小林 福太郎

委員 渡 邊 仁

○傍聴者数 10人

○議事日程

(1) 中野区教育委員会委員の議席の決定

(2) 中野区教育委員会委員長職務代理者の指定

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

① 11月21日 平成25・26年度「学校教育向上事業」研究指定校研究発表
会（第七中学校、江古田小学校、江原小学校）

② 12月2日 平成26年度中野区立小学校連合音楽会

(2) 事務局報告事項

① 平成27年度予算で検討中の主な取り組み（案）について（子ども教育経営担
当）

② 教育長の臨時代理による事務処理について

ア 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について（学校
教育担当）

イ 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（学
校教育担当）

③ 第4期中野区障害福祉計画（素案）の策定について（子育て支援担当）

④ 子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（素案）について（保育
園・幼稚園担当）

⑤ その他

中野区 教育委員会
第34回定例会
(平成26年12月5日)

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第34回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日は事務局報告事項の第3番目及び第4番目に関連して、子ども教育部子育て支援担当永田副参事及び子ども教育部保育園・幼稚園担当古川副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

まず初めに、11月27日付けで田中英一さんが新たに教育委員に任命されましたので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

田中委員、よろしくをお願いいたします。

<新委員就任あいさつ>

田中委員

このたび、教育委員を拝命しました田中英一と申します。

私は、中野で生まれて中野で育って、今は歯科医師として地域にかかわっております。

子どもたちのために、一生懸命この仕事に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

小林委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<付議案件>

小林委員長

「中野区教育委員会委員の議席の決定」を行います。委員の議席につきましては、中野区教育委員会会議規則第4条により、委員長が定めることとされておりますので、田中委員の議席はただいま着席をされている議席とすることに決定をいたします。

続きまして、「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

現在、委員長職務代理者の第2順位につきましては欠員となっておりますので、その指定を行いたいと思っております。

ここで、お諮りをいたします。委員長職務代理者の指定の方法については、中野区教育

委員会会議規則第5条第3項に基づき、同条第1項の規定を準用して指名推選によることとし、委員長の私が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、指定の方法は指名推選によることとし、委員長の私が指名することに決定いたしました。

それでは、委員長職務代理者の第2順位の方に田中委員を指名いたします。

ここでお諮りをいたします。委員長職務代理者の第2順位の方として、ただいま指名のありました田中委員を当選人と定め、委員長職務代理者の第2順位として指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、委員長職務代理者の第2順位の方に田中委員が指名されました。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

続きまして、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、11月21日の第33回定例会以降の委員の主な活動について、一括して報告いたします。

11月21日金曜日、平成25・26年度「学校教育向上事業」研究指定校第七中学校、江古田小学校、江原小学校研究発表会に高木前委員と田辺教育長が出席をいたしました。

12月2日火曜日、平成26年度中野区立小学校連合音楽会に渡邊委員、大島委員、田辺教育長が出席をいたしました。

私からの一括報告は以上でございます。

各委員から補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

では、渡邊委員。

渡邊委員

ただいま委員長より報告がありましたように、私は12月2日、なかのZERO大ホール

で行われた中野区立小学校連合音楽会に出席させていただきました。

昨年度も音楽会に出席させていただきました、中学のほうも先日参加させていただきました、私としては個人的に非常に楽しみにしているイベントでもありまして、今回小学校4年生、5年生を中心に演奏会が行われました。

合奏と合唱という、二つの組み合わせでやられていたのですけれども、非常に皆さん元気よく、そして先生方のご指導もよく、非常にきちんとそろって、すばらしい音楽を奏でていたと思います。

こういった大きな舞台に立つということは、子どもたちのやる気もありますし、そういった経験とかということも考えますと、先生方にとっては楽器の搬送や児童の移動とか、いろいろと大変なことはあると思うのですけれども、これは非常にすばらしいことで、ぜひ今後も続けていただきたいと思っております。

一般の方は保護者しかなかなか入れないのですけれども、ぜひ広報してPTA等の方も、2階席がまだあいているようでしたので、入って聞いていただけるととてもいい気持ちになって帰れると思いますので、ぜひそういったところの広報もこれから少し進むといいなと感じております。

また、学校によっては上着を白に統一してきた学校、それとカラフルにいろいろな学校と、どちらもとても楽しくてよかったです。見る者にとっては楽しませていただきました。

以上です。

小林委員長

大島委員。

大島委員

私も12月2日、小学校の連合音楽会を聞きに行っていました。

今、渡邊委員がご紹介されたとおりなのですけれども、本当に各学校、合唱もすごくしっかり声が出ていて、合奏も皆本当にそろって、それぞれのパートもしっかり音を出していて、本当に感心いたしました。

音楽が得意な子ばかりではないわけで、例えば4年生全員とか、そういう学年ごとに全員が出ているわけなので、得意な子ばかりではないはずなのですけれども、あそこまで全員、気持ちをそろえてすばらしい音楽に仕上げたのは、先生方のご指導もあるのだと思います。本当に感心いたしました。

あと、今、渡邊委員も言われたとおり服装をすごく工夫していて、白と黒で色の統一感

を出している学校とか、赤、黄色、緑、青とかいろいろなものを混ぜた学校とか、いろいろなだけでもある程度幾つかの色に統一したTシャツなどでそろえている学校とか、そういう面でもとても工夫されていて、楽しかったです。

本当に音楽がすばらしくて、たくさんの方にも聞いていただけたらいいのにと考えた次第です。

以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

田中委員はよろしいですか。

田中委員

特にございません。

小林委員長

では、田辺教育長。

田辺教育長

私は委員長のご報告にもありましたように、11月21日に高木前委員と一緒に第七中学校で行われました、昨年度、今年度学校教育向上事業の研究指定校になっています小中連携教育を研究している第七中学校、江古田小学校、江原小学校の研究発表会に参加してきました。

昨年度から、中野区では全区挙げて小中連携教育を進めているわけですし、それを牽引する形で、この3校が研究活動に取り組んでいただいております。

発表では、この3校が学習指導と生活指導とキャリア教育という3本柱で研究を進めていて、その中身についての発表があったわけです。

学習指導については、目的を明確にした計画的な乗り入れ指導でありますとか、系統性を持たせた家庭学習の実施、それから生活指導につきましては、生活規律一覧表という、小中で一貫した一覧表でありますとか、やはり小中一貫した安全教育の年間指導計画の例ですとか、それから3校挙げて、地域も巻き込んだ合同のあいさつ運動などを行ってきたということ。

それからキャリア教育では、特別活動における話し合い活動に関する研究でありますとか、それから防災教育などを取り上げて、問題解決をしていくとか、それから社会を形成する力でありますとか、豊かな人間関係をつくっていくというようなことを目指しております。

まして、安全マップの相互交換とか、それから中学生の合唱コンクールの最優秀クラスが小学校に行って披露することによって、自分たちの未来の姿というか、そういうのを子どもたちにイメージさせるという取り組みをしてきたというような発表がありました。

具体的に研究授業では、盛りだくさんな研究授業があつて、七中の1年生では数学を少人数で指導していましたが、小学校で学習した図形の知識を中学校の作図に生かすとか、数学については中学校と小学校の教員のTTで行って、それから社会も小学校と中学校、TTで行っているのですけれども、歴史に関して、小学校と共通する教材を使って学習をする、それから理科についても小中のTTで、小学校で習った光の性質の内容を踏まえて、光の入射角度についての学習をする。

それから江古田小学校の6年生が七中に行つて、総合的な時間の中で、七中の防災隊の生徒さんのお話を聞くという、私はその場面を見逃してしまったのですけれども、七中の生徒さんも大分緊張して、どうなるかなんてみんなではらはらしていたそうなのですが、なんとか乗り切つて、うまく中学生としての姿勢を小学生に見せられた。

それから、やはり江古田小の6年生が理科を七中の教員と江古田小の教員のTTで、身の回りにある水溶液などの性質を調べ、中和反応などを学習するというようなことをやっていました。

それから、江原小学校は代表委員会の子どもたちが特別活動ということで、あいさつ運動を発表するというので、3校挙げて研究発表に取り組んでいただいたということが見てとれました。

講師の先生、日本女子大の吉崎静夫先生という方が、その後講演をしてくださったのですけれども、まず小中連携教育の必要性というのが、一つは中1ギャップの解消、これは中野区でも目的としているところですが、それから小中連携のカリキュラムの開発、それから義務教育9年間の見直しをして、発達段階から見て9年間の区分で進めていくこと、それから異学年、異校種間での交流の意義というのが、少子化時代で学校以外で異学年、異校種の交流がしにくくなっている中で、小中連携は非常に意義があることだというふうなお話がありまして、研究発表を見て、3校の研究は学習指導だけではなくて、学習習慣や生活規律も視点としているということで、これらは学力の向上に密接に関係があるので、とても有効であったということがありました。

加えて、この先生は文部科学省の学力調査で、1位、2位を毎年占めている秋田県と福井県の研究をされている方なので、秋田県と福井県に共通することは、個に

じたきめ細かな指導が徹底をされていて、少人数指導であるとか、習熟度とかTTとかというようなことが徹底していると。

それから、基礎、基本の徹底、学習規律とか家庭学習や生活習慣ということをしちんと押さえている。もう一つが、その地域の特性で学びの伝統や風土というのが地域の中にあつて、それが学校を支えているということで、地域が崩れると学校もだめになってしまうというようなことをお話になっていらっしゃって、そうしたことを踏まえると、この3校の研究というのが、秋田県や福井県で特徴的に行われていることと非常に共通性があるというような、とても勇気づけられるようなお話をいただいて、小中連携教育についてはことし2年目ということですが、乗り入れ指導などでは多少課題も見えてきているところなのですが、改めて目的をはっきりさせて明確にしていく、そして小中連携を進めていくことの意義というのを確信させていただいた発表会だったと思っています。

長くなって恐縮です。以上です。

小林委員長

ありがとうございます。

ほかに、全体を通してよろしいでしょうか。

それでは、発言がないようでしたら事務局報告に移りたいと思います。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告の第1番目「平成27年度予算で検討中の主な取り組み（案）について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと存じます。平成27年度予算で検討中の主な取り組み（案）につきましてご報告いたします。

本件につきましては、平成27年度の予算編成で検討中でございます新規・拡充、見直し事業など、区民生活への影響が想定される主な取り組みを案として取りまとめましたので、報告させていただくものでございます。

なお、今後区報、ホームページ等に掲載するとともに、区民の皆様との意見交換会なども予定しているところでございます。

それでは、内容につきましてごらんいただきたいと存じます。

1の（1）では、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」の四つの戦略別に掲載し

てございまして、まず「①まち活性化戦略」でございます。以下の5件について記載をさせていただきます。本件につきましては後ほどご確認をいただければと存じます。

裏面をお開きいただきまして、次に「②地球温暖化防止戦略」ということで、3点ほど掲載をさせていただきます。こちらにつきましても、後ほどご確認いただければと存じます。

真ん中の「③元気いっぱい子育て戦略」が教育委員会事務局関連ということでございます。まず1点目「小中連携教育の推進」でございます。小中学校の教員によります乗り入れ指導など、教員の授業力を高める取り組みを進めてまいります。

2点目は「不登校対策の充実」でございます。不登校児童・生徒への早期対応、多角的な相談・支援を行うということで、教育センター事業をさらに拡充してまいりたいと考えてございます。具体的には、適応指導教室、教育相談等につきまして一体的に実施してまいり、そのための準備を行いたいと考えてございます。

3点目は「中学校宿泊事業」でございます。学年ごとの目的に応じました事業として拡充をし、全学年で実施してまいりたいと考えてございます。

4点目は「子ども・子育て支援新制度への取り組み」でございます。現在策定を進めてございます、中野区子ども・子育て支援事業計画にのっとりまして、幼児教育等の量と質の確保を図ってまいります。

次に、関連ということでごらんいただきたいと存じますが、「④健康・生きがい戦略」の2番目「南中野区民活動センター等整備」ということで、弥生町五丁目用地に障害児支援施設を新設する整備をいたしまして、障害児施策の充実を図ってまいります。開設は平成28年度を予定してございます。

3ページは安全対策等の掲載となっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

最後、4ページをお開きいただきたいと存じます。「(3) その他の取り組み」ということで9項目を掲げてございますが、そのうちの1番目でございます。「『教育だより』の発行形態の見直し」ということで、現在「教育だより」につきましては、6月、11月、3月の年3回の発行ということでございますけれども、これを区報に統合いたしまして、記事の編集を一体的に行うことによりまして、通年でタイムリーに情報を提供していきたいと考えてございます。

なお、所管が政策室と記載してございますけれども、これは制作委託、配布委託につきまして一括して政策室が担当していることによるということでございます。

続きまして、飛びまして6番目「学校用務業務委託」でございます。本年度まで全中学校で実施しているところでございます。来年度につきましては、小学校の学校用務業務につきましても計画的に委託を進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、先ほど申しました区民の皆様と区長と対話集会でございます。12月10日に予定しているということでございます。

報告につきましては以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきましてご質問等ご発言がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

これは、この文言とか事業説明とかというのは、今後またフレキシブルに文言も含めて検討する余地はあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現段階では案ということでございますので、今後予算策定の段階で、鋭意精査をしてまいるということでございます。

渡邊委員

南中野区民活動センター等の整備ということで、障害児支援施設を再来年平成28年度を目安に施設を整備すると。障害児支援施設というのは今、区内に幾つあるのでしょうか。

副参事（子育て支援担当）

現在、障害児を支援する通所施設といたしましては、療育センターアポロ園のほかに、ことしの10月に開設をいたしました、緑野小学校内に開設をいたしました中野区子ども発達センターたんぽぽ、これは重度重複障害児の通所施設となっております。それから同じように、緑野小学校内で中野区放課後デイサービスセンターみずいろ、この3か所でございます。

渡邊委員

ということで、この新しいものは南のほうにはなかったということで、南に新たに設けるといふ。その施設としては、今度の位置づけとしてはどのあたりのものをつくる予定なののでしょうか。

副参事（子育て支援担当）

南部のほうにつきましては、特に重度重複ということではなくて、従来の療育センターアポロ園と同程度、同様の機能をイメージしております。

渡邊委員

ありがとうございます。

それと、学校用務の業務委託ということで、これは中学校は既に実施して、小学校は順次ですか。それともまとめて一気にやってしまうのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

小学校につきましては25校ございますが、順次導入をしていく計画でございます。

渡邊委員

25か所小学校があつて、順次ということは何年度までにという予定はあるのですか。今年度中に全部というわけでなければ徐々にやっていって、何年度までには全校委託するという予定はあるのでしょうか。

小林委員長

学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

何年度でということは今はまだ明確ではないのですが、来年度は6校委託をするというふうに考えてございます。

小林委員長

渡邊委員。

渡邊委員

「教育だより」につきましては、今まで区報の中に挟まっていて、区報の中の一部のように見えて別冊なのですけれども、今回の新しい記事を一時的にタイムリーに通年で提供するとは、もう少し具体的に説明をいただけますか。

副参事（子ども教育担当）

ただいま委員ご指摘のとおり、これまでなかの区報に折り込むような形で、年3回だけ「教育だよりなかの」を発行してございました。これを、区報につきましては、毎月2回ほど発行してございますので、この中に「教育だよりなかの」のコーナーを設けまして、タイムリーに、通年で、計画的に広報をしていくことができると考えているところでございます。

渡邊委員

区報の中の一部のコラムというか、一つの枠をとってということですが、その場所は、何ページ目の下半分を取るとかそういった、ある程度具体的なスペースの割り振り

とか、小さかったりいろいろなところに出ていたりとかではなく、いつもここを見れば「教育だより」が見られるという、そういうイメージづけみたいなものはつくられているのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

具体的な今後の掲載の仕方、あるいは対応というのでしょうか、そういったものにつきましては、今後所管部と十分調整してまいります。

例えば、なかの区報の一面に表紙がございますけれども、そこに教育の内容を載せたりすることも今後は可能であると私どもは考えておりまして、適宜効果的な広報を図るよう調整してまいりたいと考えてございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

2ページの「不登校対策の充実」で、事業説明のところにもいろいろなことをするため準備を行うと書いているので、まだ具体的に決まっていなくてもいいかもしれませんが、具体的にどんなことを行おうとしているのか、わかる範囲でお願いいたします。

指導室長

まず、今回これの充実を図る上で、背景となることがありまして、国でもいろいろな調査をしている中で、不登校の数というのはふえているのです。

中野区内においても100名を超える不登校状態のお子さんがいらっしゃるということで、30日を超えると不登校という定義がありますので、それに該当するのが100名を超えるような状況がある。

それに対するスクールカウンセラーとか、学校の教育相談支援だとか、それから適応指導教室だとか、幾つかメニューがある中でも対応しているのですが、適応指導教室で学校の外で通っている児童・生徒の数もそれほど多くないのです。不登校の全員行っているわけではない状況。そうすると、その間にいるお子さんに対して、よりきめ細かな指導というか、支援をしていく必要があるだろうと考えています。

中野区の教育センターには教育相談室があったりとか、就学支援室があったりとかいう、一定の相談機能がありますので、そちらと適応指導教室の連携をもっと密にする方法ということを考えて、さらに不登校の要因の中で、本人に関するものだけではなくて、家庭に大きな原因があるようなケースも最近の傾向としてはふえてきていますので、そこへ働き

かけるような仕組みを新たにつくって、総合的に少しでも数を減らしていったり、又は学校ではないところでもケアができるような環境を整えていきたいということで、現在検討しているところであります。

大島委員

不登校の中には、虐待という家庭の中の事情が背景にあるようなものもあるかと思うのですが、そういう虐待の発見というような面でも、何か取り組みを考えていらっしゃるのでしょうか。

指導室長

虐待だけではなくて、家庭環境に大きな要因があるケースが先ほど申し上げたとおり非常にふえて、本区ではスクールソーシャルワーカーをずっと導入をしまして、本年度かなり家庭に入って保護者と対応することで、だんだんといい状態にもってきているケースが大変ふえていますので、不登校対策の一つのツールとしてというか方策として、スクールソーシャルワーカーなども新たに導入するようなことも考えて、今委員がおっしゃったような虐待も含めて、家庭への支援を充実させていきたいと考えております。

渡邊委員

追加で伺いたいのですが、不登校対策とかいじめ対策とか、いつもキャンペーンを張るという形なのですか、今回「不登校対策の充実」ということで伺っていたのですけれども、今までやっている対策に対して、さらに強化したとか、今後新たな取り組みとか、そういう点で考えると何かあるのでしょうか。

指導室長

大きくは二つあります。一つは、先ほど申し上げた教育センターの他の相談機能との連携ができるような、具体的にいいますと、教育センター内に適応指導教室を設けるという形で他の相談業務等の直接的な働きかけができるようにしていきたいというのが一つ。

もう一つは、先ほどから申している家庭への支援、又は学校での不登校対策の支援ということで、不登校対応スペシャルチームといいますか、特別なチーム編成をしまして、それでそのチームが学校を巡回したりだとか、又は家庭に働きかけるというような形を新たに組み込んでいきたいと考えております。

渡邊委員

具体的にスペシャルチームのメンバーとはどんなようなものですか。

指導室長

教員、管理職経験者、臨床心理士、それからスクールソーシャルワーカーで一つのチームをつくっていきたいと思っています。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

この「③元気いっぱい子育て戦略」は、この教育委員会事務局に、全体的にかなり直接かかわりがあるわけですが、今後いろいろところで説明するとき、例えば1番の小中連携教育の推進というものがあるわけですが、これを見ると確かに今回の予算に関してはこういう乗り入れ指導だとかそういうことにかかわって、予算も必要だし、授業力を高めるということなのですが、これは一つの方法であって、目的は例えば確かな学力向上とか、そういったような文言をわかりやすく、何かあったときには口頭でも、本当はそういったものを、例えばここでいうと不登校対策についてはある程度特化していますのでこれでいいと思うのですが、例えば先ほどいじめのことも出ましたが、いじめの問題などは例えば3番の宿泊行事は中1でやるわけですし、中学1年ではいじめの数が一番多いという全国の統計もあるわけですから、例えばいじめの対策の一つとするのだとか、そういう例えば確かな学力であるとか、豊かな心を育むだとか、健やかな体とかそういう部分、最終的な目的ですね。その部分を少し強調していろいろな場面で説明をしたりとか、また今後新たな文書をつくるなら、そういった形を区民にわかりやすく書いていくと。あくまでも教員の授業力向上が目的ではなくて、それを通して学力を向上させるということが目的ですので、これだけを見ると、非常に一面的というか、もっとやることはいっぱいあるのではないですかと誤解されてしまうのですが、実はこれを通してもっといろいろなことを本来狙っているわけですので、それがわかりやすく伝わるようにということが大事なかなと感じました。

ですから、不登校があって、この中にいじめはどうなのですかというような、そういう言われ方もされては、本来の事務局が考えているものと、又は教育委員会そのものが考えているものと違うと思いますので、いじめに関しても熱心に取り組んでいこうというのが基本スタンスですので、その一つとして、例えば中学校の宿泊事業も展開していくのだという、そういう広がりがある、又はしっかりとした取り組みがわかるような形で普及啓発をしていくというか、これが大事だと感じました。

田辺教育長

今委員長がおっしゃったことはもっともだと思います。ただ、全区統一書式でこの中で

というのはなかなか難しいのですけれども、おっしゃるとおりで、今後予算がだんだん固まってくる段階で、この一つ一つが大きな事業となってくるわけで、それを目的とか、具体的な内容とかというのを区民の方にお話したり、あるいは校長会等でも説明しませんといけませんので、これは例えば本当に小中連携などは、先ほど委員長がおっしゃったように、学力向上だけでなくさまざまな目的、効果があると思っていますので、そうしたことを十分、教育委員会の意図をお伝えできるような形で努力していきたいと思っています。

小林委員長

今、教育長がそのようにわかりやすくお話いただきましたので、それでいいと思いますが、先ほど教育長の報告の中にも、研究発表の中で具体的に幾つかの小中連携教育の効果というものの説明をいただきまして、そのとおりだと思います。

やはり学校現場への伝わり方として、連携教育をやればいいというふうにとどまってしまうと、いわゆる疲労感とか閉塞感とか、多忙感で終わってしまうと思うのです。ただ、その期待される効果が子どもにとってプラスなのだということを明確にしていくと、各学校でも取り組む意欲とか度合いとか、全然違ってくるかなと思いますので、よろしく願いたいと思います。

ほかに、この件に関してよろしいでしょうか。

それでは、続きまして事務局報告事項の2番目「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、教育長の臨時代理による事務処理につきましてご説明をいたします。

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則の規定によりまして、平成26年11月14日の第32回定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた案件につきまして、今回下記のとおり事務処理を行いましたので、同規則の規定によりましてご報告をするものでございます。

まず案件でございますけれども、1番目「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について」でございます。

「臨時代理の内容」でございますが、ことし平成26年の特別区人事委員会の勧告に伴います、中野区立幼稚園教育職員の給与改定に当たりまして、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、別紙1のとおり決定しまして、中野区長に対して、平成26年区議会第4回定例会への議案提出依頼を行ったという内容でございます。

臨時代理の日付は平成 26 年 11 月 25 日でございます。この間の事務処理の経過でございますが、11 月 21 日に組合交渉が妥結をいたしました。そして 25 日に臨時代理による本案決定を行って、区長への議案提出依頼、そして翌日 26 日に区議会の議案が提出されまして、28 日に区議会で議案が可決、そして中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が公布されたということでございます。

ではお手数ですが裏面をごらんください。5 番目「一部改正条例の内容」、別紙 1、それと新旧対照表でございますが、後ほどご説明いたします。

まず 6 番目、今回の人事委員会勧告の概要を先にご説明いたします。今回大きく三つございまして、まず月例給、公民較差を解消するために給料表の引上げということでございます。それと特別給の支給月数を引上げ、そして地域手当の支給割合ということで 2% の引上げ、それと給料月額を同率程度引下げというような内容でございます。

それではお手数ですが、今回資料がかなりページ数が多いので、新旧対照表でご説明いたします。9 枚資料をおめくりいただきまして、縦の表がございます。こちらで条例の改正についてご説明をしたいと思います。

まず、今回大きく第 1 条の改正、第 2 条の改正ということで、上の表でございますけれども、右側が現行、左側が改正案となっております。

こちらにつきましては、議会の議決日、平成 26 年 11 月 28 日に施行された内容でございます。まず第 30 条第 2 項のところでございますけれども、こちらについては特別給の上限を定めている条文でございまして、先ほど勧告で 0.25 月引上げと記載させていただきましたけれども、こちらで現行のところから改正案のところ、100 分の 67.5 から、100 分の 92.5 ということで、支給月数を 0.25 月引き上げたということでございます。こちらの条例は、限度の上限を定めるという内容になってございます。

その下の第 3 項については、再任用の職員でございまして、こちらにつきましては勤務日数等の関係から 0.25 月ではなくて、0.1 月の引上げとなっております。

別表第 1 ということで、こちらは給料表の引上げとなっております。こちらお手数ですが 2 枚おめくりいただきまして、今度は A 4 横の表がございます。数字が小さくて恐縮でございますけれども、こちらについても右側が現行、左側が改正案ということでございまして、それぞれの号給ごとに金額が定められてございますが、こちらについては 0.2% 引上げという内容になってございます。

それではもう一度 2 枚前に、先ほどの表に戻っていただきまして、今ご説明した内容が

平成 26 年 11 月 28 日に施行ということでございます。

続きまして下の表、第 2 条の改正でございますが、これは来年平成 27 年 4 月 1 日に施行される内容でございます。主な改正内容につきましては、地域手当の引上げと、それに伴います給料月額と同率程度の引下げなどが内容になってございます。

それでは一つずつご説明したいと思います。まず第 13 条第 2 項地域手当でございますが、こちらは 18% から 20% ということでございますので、このような改正内容になってございます。

続きまして裏面をごらんください。第 23 条第 2 項のところですよ。下線が引いてございます。これは新たな規定が設けられまして、管理職員の特別勤務手当に関する規定でございますけれども、こちらについて管理職員については災害ですとか、緊急の必要によって週休日以外で午前 0 時から午前 5 時までの勤務、それについて手当を支給するという内容が加わりました。

それとその下の第 3 項については、第 2 項が加わったことによる条項の整理、繰下げという内容になってございます。

一番下のところでございますが、第 30 条でございます。こちらにつきましては、先ほど第 1 条で 0.25 月引上げということでございますが、こちらについては来年の 4 月からの改正の規定でございます。この特別手当につきましては期末手当と勤勉手当でございます。先ほど勤勉手当で 0.25 月行いましたので、こちらについては来年からは期末手当と勤勉手当にそれぞれ 0.25 月を振り分けるということで、一旦勤勉手当を 0.25 月上乗せしましたが、ここで来年の 4 月 1 日からは 0.125 月引き下げるという内容になってございます。その分、今後また改正を予定しています期末手当で改正をする内容になってございます。

それと次のページの一番下の別表第 1 でございますけれども、こちらは 1 枚おめくりいただきまして、A 4 横の表でございます。こちらにつきましては、地域手当が 18% から 20% に引き上げられました。それと同等の給料月額を引き下げるという内容になってございます。

それではまた先ほどの 1 枚にお戻りいただきまして、表の下附則のところでございます。附則第 1 項につきましては、条例の施行日でございます。平成 26 年 11 月 28 日でございますが、ただいま説明しました第 2 条等の規定につきましては、来年平成 27 年の 4 月 1 日から施行するという内容になってございます。

その他、第 3 項以降は条例の適用日と施行日が異なることによりまして、その間に異動

があった職員の号給の所要の調整を行うという規定となっております。

条例の一部改正手続の事務処理の説明は以上でございます。

それでは、続きまして次の資料をごらんください。こちらについては1番をごらんいただきたいのですが、「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、こちらの事務処理状況の報告でございます。

こちらにつきましては、同様に勧告に伴います給与改定に当たりまして、中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正につきまして、別紙のとおり決定をして公布の手続を行ったというものでございます。

臨時代理の日は平成26年11月28日でございます。事務処理の経過でございますが、条例が公布された11月28日付けでこの規則の改正について、特別区人事委員会への承認の申請を行いました。同日付けで特別区人事委員会から承認をいただきまして、教育長の臨時代理による一部改正規則の決定と公布をしたというものでございます。

裏面は先ほどと同様でございます。一部改正規則の内容、後ほど説明します。6番目は人事委員会勧告の概要でございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案でございます。こちらの第4条「支給割合」というところでございます。勤勉手当の支給割合でございまして、先ほどは条例で上限を定める規定でございます。こちらは実質的に支給割合を決める規則の規定になってございまして、先ほど説明しましたように0.25月引上げを行ったというものでございます。再任用職員につきましては0.1月の引上げということでございます。

一番下の附則、この規則は公布の日からということでございまして、平成26年11月28日に施行となっております。

説明は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

これはあくまで特別区の人事委員会勧告を受けて変えなくてはいけないという形で、この数値も特に指定されたものにあって、そのまま当てはめて実施を行われたと、そういうことでよろしいですか。

副参事（学校教育担当）

まず、ことしの特別区人事委員会勧告がございました。先ほどご説明した内容でございますけれども、その内容に基づいて、区当局と、あと組合などと交渉を行いまして、勧告の内容どおり組合交渉が妥結しまして、その結果を受けての条例改正及び規則の改正という内容でございます。

渡邊委員

これは、報告事項なのでこれが決まったわけで、数値が並んでいて、新旧対照表の一番最後、勤勉手当でもいいのですけれども、一番最後に現行と改正の新旧対象表というのが出されているのですけれども、そのところが改正案なのですが、まだ案なのですか。

副参事（学校教育担当）

資料につきましては、現行と改正案ということで教育長が臨時代理により決定した内容の資料でご説明しましたが、先ほど言いましたように議会の議決、条例等の公布は行われているという内容です。

渡邊委員

では、この新旧対照表は教育長が臨時代理による決定をした際の案になっているけれども、これはもう案は取れているということによろしいですか。

副参事（学校教育担当）

はい、そのとおりでございます。

小林委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。

続きまして、事務局報告事項の3番目「第4期中野区障害福祉計画（素案）の策定について」の報告をお願いいたします。

副参事（子育て支援担当）

それでは、第4期中野区障害福祉計画（素案）の策定につきまして、お手元の資料によりましてご報告をさせていただきます。

「中野区保健福祉総合推進計画」の改定及び「第4期中野区障害福祉計画」の策定に当たりまして、保健福祉審議会に諮問し、基本的な考え方について答申を受け、このたび広く区民や関係団体等から意見を募るため、素案として取りまとめましたのでご報告をさせていただきます。

中野区健康福祉総合推進計画は、健康福祉について幅広い内容の計画となっております。

このうち、特に障害や発達に課題のある子どもへの取り組みにつきまして、障害福祉計画の中で位置づけをいたしましたので、当該の事項につきましてご報告をさせていただきます。

「1. 保健福祉の基本計画について」の「(1) 策定目的」といたしましては、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていくため、保健福祉の領域にわたる今後の取り組み内容を区民に示すことを目的としてございます。

(2) の第4期中野区障害福祉計画の「計画期間」でございます。平成27年度から29年度までの3年間でございます。

「(3) 計画素案」の概略につきましては、恐れ入りますが別紙資料1をごらんいただきたいと思っております。次の2ページをお開きいただけますでしょうか。「3. 計画の位置付け及び構成」の中ほどに図がございます。網かけとなっております健康福祉総合推進計画は介護保険事業計画、健康づくり行動プラン、そして障害福祉計画で構成されております。

さらに、その右側に「子ども・子育て支援事業計画」と記載がありますように、障害児に関する施策につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」の検討の中で並行してご議論をいただいていたところでございます。

この内容を施策別に整理したものが次の3ページでございます。この3ページの一番下に、「だれもが安心して暮らせるまちづくり（障害福祉）」の4番「地域における障害のある子どもへの支援」の、「1 障害のある児童へのサービスの拡充」という項目でございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。「今回の計画改定のポイント」の1番下になります。「障害のある子どもへの支援（障害福祉）」につきましては、平成24年に児童福祉法が改正され、障害児通所支援事業の実施主体を市区町村に一元化し、身近な地域で適切な支援を受けられるようにするという趣旨を踏まえ、今回独立した課題に位置づけたというものでございます。

そしてその内容につきましては、一番後ろになります16ページをお開きいただきたいと思っております。「課題4 地域における障害のある子どもへの支援」の主な取り組みといたしまして3点掲げてございます。

「①相談支援体制の充実」につきましては、身近なすこやか福祉センターを中心として、関係機関との連携により切れ目のない支援を行ってまいります。

「②保育園・幼稚園等巡回訪問の充実」につきましては、南部地域に新たに整備する施設でも実施することによりまして、充実を図ってまいります。

「③障害児施設の基盤整備」につきましては、南部地域に新たに施設を整備し、北部地域の既存施設と連携をいたしまして、障害児通所事業等の拡充を図ってまいります。

一番前の資料にお戻りいただきたいと思っております。「2 今後の予定」でございます。11月28日付けで区報特別号の発行をいたしました。今後、区民や関係団体などとの意見交換会を開催いたしまして、1月以降に計画案の策定、保健福祉審議会最終答申、パブリック・コメントなどの手続を経まして、3月に計画策定を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

先ほどと同じになってしまうのですが、16ページの一番最後、南部地域に新たに設備する障害児通所支援施設、区の障害児支援の核となるという、ここはやはり療育センターアポロ園とかも全部踏まえて、一番の大もと、本部になるという、そういう考え方なのでしょうか。

副参事（子育て支援担当）

この機能につきましては、「①相談支援体制の充実」とも関連いたしますが、相談の窓口は地域のすこやか福祉センターとなってございます。すこやか福祉センターとの連携が非常に重要であると考えておりまして、今お尋ねの療育センターアポロ園等の既存の施設とも連携をしながら、さらにその拠点としての機能を持たせていきたいと考えてございます。

渡邊委員

既存のものとは違う、新たなシステムをつくり上げるということですか。

副参事（子育て支援担当）

具体的な事業ということではございませんが、役割、位置づけとしましては、そうしたすこやか福祉センターとの連携、あるいは外部機関との連携の核となるような機能を持たせていきたいという考えでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

障害福祉計画第4期ということなのですからけれども、第1期というのは、いつごろから始まって、これまでの流れというようなことを、概略で結構なのですが教えていただければと思います。

副参事（子育て支援担当）

障害福祉計画は、3年間をその計画年次としてございます。したがって、今回平成27年度からが4期ということになりますので、その9年前になります。

ちょうど、障害者自立支援法等が制定をされまして、これまで障害者施策が、例えば障害種別ごとに法体系がなっておりましたものが一元化されて、そうした障害福祉施策の体系が再編されたという背景がございまして、それを受けて各自治体において、この障害福祉計画を策定するとなったものでございます。

そして、それぞれ計画を踏まえて各自治体で取り組みをし、3年ごとにその具体的な目標の数値でありますとか、取り組みを定めているものでございます。

大島委員

そうしますと、今回の4期に向かっては何か新しく始めるものとか、あるいは特に重点を置くものとか、今までと違った取り組みというものはあるのでしょうか。

副参事（子育て支援担当）

今回の新たなものとしたしましては、昨年障害者権利条約の批准がされたということと、具体的には今後障害者差別解消法が施行されるといった内容が今後予定されておりますので、そうした障害者の抱える課題について合理的な配慮を求めていく、あるいは考え方としていわゆるインクルーシブな、包括的な生活やそうした自立生活を支援していく、社会のあり方を目指していくといった考え方が、今国全体として打ち出されているところでございます。

田中委員

教えていただきたいのですけれども、早い段階で発見していく体制ということを明確にされているのですけれども、保育園とか幼稚園に通所している子どもたちは、割とそういったことで発見可能かと思っておりますけれども、低年齢なほど家で育つ子どもが多い中で、その辺をどういうふう把握していこうと考えているのか教えてください。

副参事（子育て支援担当）

乳幼児健診など、これはすこやか福祉センターで実施しております。その健診の際に、個別の相談とか指導を行っておりますので、その際に何らかの発達についてご相談を受ける

中で課題が見つかるという場合もございます。

そうした形で、必要な専門機関につなげていくといった形で早期に発見し、また昨年からはサポートファイルというファイルを配付いたしまして、具体的に月例ごとにどういった発達をしていくか参考にしていただく指標をお示しし、ご説明等をするということで、そうした不安を抱える保護者の方にも相談に応じる、そして必要な支援とかサービスに結び付けていくといった体制をとってございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、この件については以上にしたいと思います。

続きまして、事務局報告事項の4番目、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（素案）について」の報告をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（素案）」につきましてご報告をさせていただきます。

本日資料を二つに分けてご用意させていただきました。この「保育料等の考え方（素案）」の前に、もう1枚A4横の資料、「幼稚園からみた新制度」といった、これは国の資料から抜粋したものでございます。これに基づきまして、まず新制度になりまして、幼稚園がどのような形になっていくのかといったところを中心に、まずご説明させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきますと、「新制度における私立幼稚園の選択肢」といった表を用意させていただいてございます。今度新制度に入りますと、そちらの一番左をごらんいただきたいと思うのですが、「新制度」というところで、「『施設型給付』を受ける認定こども園」、それからその下、「『施設型給付』を受ける幼稚園」、それと一番下にございます「現行どおり」、「『施設型給付』を受けない幼稚園」と表記がございまして。

現在これは私立幼稚園の選択肢と書いてございますけれども、幼稚園に関しましては現在一番下の、私学助成に基づきまして運営をしている幼稚園といったようなところがございまして、新制度におきましては上段に掲げてございましており、新制度に参加する認定こども園になる、それから新制度に参加する幼稚園になる、それと現行どおりの今までの幼稚園を続けるといったような、三つの選択肢が幼稚園は用意されているといったら語弊がございまして、そういった形で運営が行われることになってございます。

この新制度の施行は、来年の4月1日が予定されておりますので、来年の4月1日から今ある幼稚園は、この三つのどこかに属して展開されていくという形になってございます。

この表の中段、認可や指導監督に関しましては、新制度の認可に関しましては幼保連携型認定こども園ですとか、あと幼稚園型認定こども園、それと中段にあります施設型給付を受ける幼稚園に関しましては、いずれもこの場合ですと東京都が認可をするということでございます。

その隣、「確認」とございますが、これは給付施設として適切かどうかの確認ということがございますが、新制度に入りますと給付そのもの、施設に対して給付費を今度は支払うようになるわけでございますが、これは区が行いますので、こちらは区が確認をするという大きな違いがございます。

あと、一番右側をごらんいただきたいのですが、「選考・保育料等の取扱い」というところでございますが、新制度に入りますと、定員より応募が少ない場合は応諾義務があるといったところは、幼稚園にとって大きな変更点でございます。

それから後、「公定価格」という表現がございますが、これは国で幼稚園運営のために必要な経費というのを公定価格と表現してございまして、これも国の定めた公定価格を基本にして給付が行われるといったものでございます。

ただ、先ほど申しましたように一番下「現行どおり」、今までどおりの幼稚園運営といったところも十分保証されてございますので、今までどおりの幼稚園運営をされるところもあるといった新制度になっているというところでございます。

続いてもう1枚おめくりいただきますと、財政措置がどうなるのかといったようなところの表になってございます。一番左が現行制度でございまして、「幼稚園（現行）」というところの「就園奨励費補助」というのがございます。これは、保護者の方に対して補助しているものでございます。

それからその下の「私学助成（一般補助）」、それから「私学助成（特別補助等）」と書いてございます。これは幼稚園の運営のために、幼稚園に東京都から助成が行われているものでございます。これは現行そのままですけれども、それが新制度移行になりますと、今度は「施設型給付」ということで、これは区が施設の運営のために必要な経費を幼稚園に給付するといったような制度になってございます。ただ、特別支援教育のようなところは「私学助成」が引き続き行われるという内容になってございます。

あと、一番右は現行どおり施設給付新制度に参加しない幼稚園は、今までと変わらずに

行われるといった内容になってございます。

3 ページ目にいきますと、今幼稚園は基本的に4時間から5時間の教育活動を行っているものでございますが、多くの私立幼稚園、中野区では全ての私立幼稚園なのですが、前後の時間に「預かり保育」というものを実施してございます。今度、認定こども園になりますと、簡単に言うと幼稚園の中に保育園のコースがあるとイメージしていただければいいのですが、そういった認定こども園の場合は保育園コースがございまして、保育園コースのお子さんは通常保育園と同じような時間をお預かりいただけると。

幼稚園コースのお子さんもいらっしゃいますので、幼稚園コースのお子さんはその前後を預かり保育をしているといったようなところは引き続き変わらないものでございますが、3 ページの表の右側の中段にございます、区が「一時預かり事業」というものを創設しまして、今は幼稚園の自主的な預かり保育事業に私学助成で補助しているという展開になってございますが、基本的には区が一時預かり事業を委託するという形が新制度では想定をされているものでございます。

ただし、右下に書いてございますとおり、私学助成により預かり保育を現行どおり行うことも全く認められているものでございますので、この点は今後区といたしましても一時預かり事業の制度設計を今後進めていかなければいけないところもございますけれども、広域的な幼稚園は利用されておりますので、そういったところも踏まえて一時預かり事業なのか、預かり保育なのかというところは今後幼稚園と相談しながら進めていく形になってございます。

続きまして4 ページでございます。こちらが「利用者負担のイメージ」ということで、きょうのご報告に直近でかかわるところでございますが、利用者負担のイメージの共通項目といたしまして、子ども・子育て支援新制度における保育料に関しましては、国が定める上限額の範囲内で区が決めますといったようなことになってございます。

次の幼稚園と認定こども園の1号認定と書いているのですが、今度の新制度では、認定こども園の幼稚園コースに通える方は1号認定という認定を、新制度に参加するところは行うこととなります。

その幼稚園に通うお子さんの保育料に関しましては、その中段に新制度導入前という矢印が書いていると思うのですが、今は幼稚園が定めた保育料を保護者の方が幼稚園にお納めになって、区は就園奨励費等ということで保護者の方に、そこの表現を借りますとキャッシュバックという形で支給することによって、応能負担を行っているものでございますが、

新制度になりますとその矢印右側、「所得に応じた保育料」というところで、最初から所得に応じた保育料を区が定めまして、それを幼稚園に納めていただくところが、大きな変更でございます。

最後に5ページに移っていただきますと、「多子世帯の保育料の軽減」ということを現在も行っているものがございますが、上の段が幼稚園に関する多子世帯二人目のお子さん、三人目のお子さんに関する保育料の軽減の考え方でございます。

現在も、小学校3年生までのお子さんをカウントいたしまして、それで何番目のお子さんに当たるのかというところで、幼稚園のお子さんの保育料を半額にしたり、それから三人目は無料にしたりといったところで、現在もこれは就園奨励費を計算するに当たりましてはこういった考え方を持っておりまして、新制度では区が定めた保育料を幼稚園に納めていただくようになりますので、こういった第何番目かによりまして半額にしたりという軽減措置を行うという考え方が、基本的な考え方として国のほうで示されているものでございます。

先ほど来言っていますように、これは新制度に参加する幼稚園の保育料の考え方ということでございますので、現行どおりの幼稚園の運営といったご判断があれば、現行どおりの運営と、それから私学助成による運営と、あと保育料に関しましても、幼稚園が定めた保育料を保護者の方が幼稚園に納めていただいて、後ほど区のほうから保護者の方に就園奨励費等で補助をするという枠組みはそのまま変わるものではございません。

以上のような形で、新制度に向けましては、幼稚園に関しましては新制度に参加する幼稚園、それから参加しない幼稚園というのが出てまいりまして、この教育委員会で所管していただいております区立幼稚園に関しましては、制度の運営上、この新制度に参加することが前提とされておりますので、参加をするというところを前提に、今回保育料等の考え方、素案というところでご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、もう1枚A4、縦の紙で「子ども・子育て支援新制度における保育料等の考え方（素案）について」というペーパーを用意いたしましたので、こちらに基づきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、この子ども・子育て支援新制度における適切な保育料につきましては、中野区子ども・子育て会議に対しまして、適切な保育料はというところで、幼稚園の保育料だけでなく、認可保育所の保育料等も含めまして意見を求めておりまして、先月その意見を取りまとめていただきまして、子ども・子育て会議から報告をいただきました。その意見を踏

まえまして、新制度における保育料の考え方を以下のとおり取りまとめたものでございます。

まず1番でございますけれども、これは中野区の中で以前から検討項目と踏まえていたものでございまして、それに対する基本的な考え方といったところで、三つほど整理いたしております。

一つ目の丸に関しましては、これは認可保育所に関するもので、認可保育所の保育料に関しましては見直しが必要ですよといったところで今後考えていきたいというところでございます。

二つ目の丸に関しましては、幼稚園の保育料と保育園の保育料を比較するといったところでは、負担の公平化を今後図っていききたいといったところでございます。

それから三つ目の丸が、今回区立幼稚園も大きく関係するところでございますが、区立幼稚園の保育料は現在一律でございます。それに対しまして、私立幼稚園の保護者の負担額、保育料は就園奨励費によりまして実質的な応能負担、所得に応じた負担になっているというところがございまして、負担の公平化を図る観点から、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園と同様の応能負担への変更をすると区としても考えてございます。

それから2番、新制度における保育料についてというところで、(1)が「幼稚園等の保育料」についてというところで、今回考え方をまとめているところでございます。

新制度に移行する私立幼稚園等は、区が定めた保育料を徴収することになることから、新制度に移行する区立幼稚園とともに保育料を定める必要があるというところでございます。

先ほど申しました「ア 現行の保育料」でございまして、区立幼稚園は現在一律の保育料というところで、月額1万1,350円の保育料をご負担いただいております。あと、私立幼稚園に関しましては園が定める保育料を納入した後に、区が就園奨励費、それから区独自の補助金で保護者補助を行いまして、応能負担としているような現状がございまして。

「イ 新制度における保育料」でございまして、以下の保育料とすることで公私立の幼稚園の保育料の負担の公平化を図るという考え方を持ちまして、進めてまいりたいと思っております。

まず①でございまして、新制度に移行する私立幼稚園等における保育料は、国の定めた就園奨励費をベースとした所得別の水準に現在の私立幼稚園の保護者補助金を加味した額とすると考えてございます。

それから②に関しまして、公私立幼稚園の利用者負担の公平化の観点から、区立幼稚園の保育料も私立幼稚園と同様の応能負担に改めると考えていきたいと思っております。

それから裏面にいっていただきまして、③でございます。現行の入園料につきましては、区立幼稚園は現在入園料といたしまして、2,400円を入園のときにご負担いただいているのですが、現行の入園料につきましては、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本といったことが国から示されているものでございまして、区もこの考え方にのっとりまして、区立幼稚園の入園料については廃止するといった考え方で進めてまいりたいと思っております。

④に関しましては、私立幼稚園等に関するものなので省略させていただきまして、あと(2)、(3)も保育園にかかわるものでございますので、報告は省略をさせていただこうと思います。

3番でございますが、「第2子以降の負担について」といったところでございますが、先ほど国の資料でご説明させていただいたとおり、同一世帯で複数のお子様が幼稚園を利用する場合に関しましても、認定区分によりまして第2子以降のお子様に関しましては負担の軽減措置を行っていききたいと考えてございます。

それと「(2) 今後の負担の公平化」というところでございますが、後でご説明いたしますが幼稚園と保育料の所得階層に結構違いがございまして、この所得階層の設定に関しましてはバランスを図っていききたいということを考えてございます。

最後、「4. 今後の予定」でございますが、この後保育料の考え方も含めまして、今月中に区民の意見交換会を実施してまいる予定でございます。それで、もう一度案を固めましてパブリック・コメント手続でもう一度区民の方からご意見をいただいて、それで2月、区議会に改正条例案の提出ということで進めてまいりたいと考えてございます。

もう1枚めくっていただきますと、「参考資料1」で「1号認定（教育標準時間認定）の保育料（案）」ということで、考え方で参考資料としてお示ししているものでございます。

こちらのほうが区立幼稚園におきます保育料の考え方というところでございますが、この表の1番右側、区の保護者補助を反映した実質的負担額といったところをもちまして、区立幼稚園の保育料負担にしていきたいと検討しているところでございます。

先ほど申しましたとおり、現在区立幼稚園に関しましては月額1万1,350円のご負担を

いただいているといったところになりますので、区民税の所得割からいきますと、おおむね所得に応じていけば減額になる方もいらっしゃるのかなというところと、最後の区民税所得割が21万1,201円以上の方に関しましては、若干の保育料のご負担がふえるといったところで検討を進めているものでございます。

ちなみに、参考資料2が認可保育所の保育料でございまして、こちらは基本的には簡単に言えば所得税から住民税の引き写しといったところを予定しているわけでございますが、参考資料1と2を比べていただきますと、所得の階層の切り分け方が幼稚園は5段階、保育園は現在経過措置を行っている関係でA、B、C、それからDということで30を超える所得の階層を行っておりまして、こういった階層の違い、同じ教育・保育なのですけれども、幼稚園と保育所と、この階層の切り分けが違ってまいりますので、こういったところは今後将来的にはバランスを図っていく必要があるといったようなところで考えていきたいと思っております。

以上、雑ぱくでございますが、区立幼稚園にかかわります保育料の見直しの報告をさせていただきます。

以上でございます。

小林委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

確認を幾つかさせていただきたいのですけれども、新制度に変わるという認定こども園と幼稚園、この二つと、現行どおりの幼稚園が来年度から存在するというところでよろしいですね。

それで、中野区立幼稚園2園につきましては施設給付を受ける新制度の幼稚園であって認定こども園ではない。それについてはよろしいですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

説明が漏れておりまして申しわけございません。

中野区立幼稚園に関しましては現在2園、ひがしなかのとかみさぎで運営しておりますが、そちらは新制度に参加いたしまして、施設型給付を受ける幼稚園といったところで2園移行する予定でございます。

渡邊委員

ここは教育委員会とは違うのですけれども、認可保育所、これにつきましては、今度の新制度の認定こども園へ移行されるわけですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在中野区内に認定こども園は2園ございまして、1園は幼保連携型の認定こども園、それからもう1園が幼稚園型の認定こども園になってございまして、こちらは新制度にそのまま移行いたします。

それから認可保育所に関しましても、現在こちらは漏れなく認可保育所のまま新制度に移行するものでございます。

渡邊委員

そして、今二つの認定こども園があって、一つは幼保連携型になって、もう片一方は幼稚園型になったということですから、幼稚園型になってもこの教育委員会にはかかわってこないのですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

こちらの幼保連携型にしましても、幼稚園型認定こども園にいたしましても、私立の認定こども園になりますので、そういった意味では私立の運営ということになりますので、教育委員会の直接の所管ではないと考えております。

渡邊委員

区内にある認定こども園は私立ということですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

そのとおりでございます。

渡邊委員

新制度の施設型給付を受ける幼稚園に移ると、今度の考え方としては、所得割合によって還付を受けるというわけではなく、最初から払うお金が少な目になっていると。それは説明で聞いたのですけれども、実際に今までの幼稚園よりも払う金額は高くなるのでしょうか、安くなるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

これは区立幼稚園のお話ではなくなってしまうのですが、私立幼稚園でいきますと就園奨励費という形で今まで保護者の方に補助しておりましたが、その考え方を引き写しておりますので、基本的には新制度に移られても保護者の方のご負担は変更がないように考えているところでございます。

渡邊委員

所得の階層が高い人は若干ふえていくのだろうと思うのですが、現状よりも安くなるということはある程度前提ということですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在も私立幼稚園の場合ですと、例えば月3万円の保育料を納めていただいて、それに対しまして就園奨励費と区の保護者補助ということで、保護者の方に給付しております。

その制度をできるだけ維持するような形で、今回保育料の設定もしたいと考えてございますので、そういった意味では保育料に関しましては、おおむねご負担がふえる、減るということは、私立幼稚園の場合はないだろうと思っております。

区立幼稚園の場合は、今一律のご負担をいただいておりますので、所得に応じて保育料が減る方、それから2,000円程度ご負担がふえる方が生じてくるかと考えてございます。

渡邊委員

それと、ここの中だと幼稚園自身の内容ではなくて、指導・監督と位置づけと財政の取り扱いだけが変わってきたという形、見ているとそのとおりなのでしょうけれども。

そして私立の幼稚園は中野区内に幾つもありますけれども、私立の幼稚園はこの新制度への移行に手挙げしている幼稚園はあるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現在新制度に向けて最終的に確認をとっているところでございますが、資料の1番の表の下に書いているのですが、米印をして「現行の私立幼稚園は、特段の申し出を行わない限り、新制度の対象として区から確認を受けたものとみなされる」となっておりますので、今特段の申し出をされますかということで幼稚園に確認をとっているところでございますが、夏に一度アンケートはとらせていただいている中では、区の私立幼稚園単独でやられているところは、来年の4月以降は今のところ考えていらっしゃるのかなという感触は得ております。

渡邊委員

私立幼稚園は、新制度になる幼稚園は来年度はないと。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今最終確認をとっているところなのですが、今のところ夏のアンケートからいくとないのではないかと予想をしているところでございます。

小林委員長

ほかにかがでございましょうか。

本件はよろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

<その他報告事項>

小林委員長

その他の報告事項に参りたいと思います。その他の報告事項はございますでしょうか。

指導室長

お手元に、「平成 27 年度中野区立学校における学校教育の指導目標」というものをお配りしてございます。このことにつきましては、過日ご報告をさせていただいているところなのですが、一部表現に誤りがございましたので、その旨ご報告をさせていただければと思います。

一番下のⅢの、「平成 27 年度の重点」の（2）で、アンダーラインの部分なのですが、この前半部分、「一人ひとりに応じた補充的な学習の実施」という文言、それから一番最後の「目指す」という言葉のところが、前半部分が前回入っておりませんでした。

それから、「目指す」のところが「図る」という形になっておりまして、裏面をごらんいただきますと、平成 26 年度本年度のものがそのまま表面に記載されてございましたので、その部分を改めて追加させていただきまして、おわびして訂正をさせていただきたいと思っております。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

大島委員

復習になってしまって申しわけないのですが、「図る」と「目指す」とでは、どう違うのですか。もう一度お願いします。

指導室長

言葉のニュアンスの問題なのですが、目指すというところでそれに向けて明確に、さまざまな努力をしていくというようなところを強く打ち出したいと考えてございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、そのほかの報告事項はございますでしょうか。

副参事（学校教育担当）

それでは私からは、インフルエンザによります学級閉鎖の状況につきまして口頭でご報告いたします。

この冬、初めてのインフルエンザによる学級閉鎖でございまして、学校は新山小学校の4年生の一クラスで、昨日12月4日から本日5日まで2日間学級閉鎖を行っております。

なお、昨年の最初の学級閉鎖は12月24日でしたので、ことしは20日ほど早いのかなど。新聞等の報道でも流行が早まっているということございまして、ことしは20日ほど早い発生状況でございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

その他報告事項はございますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第34回定例会を閉じます。

午前11時29分閉会